

## 国立民族学博物館永年勤続者表彰規程

平成16年7月27日  
規程第 20 号

### (目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条第3号の規定に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）職員（研究教育職員を除く。）の永年勤続の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

### (表彰を受ける者)

第2条 永年勤続の表彰（以下「表彰」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、勤務成績が良好であるものについて行う。

- 一 勤労感謝の日において、職員としての在職期間（以下「勤続期間」という。）が20年以上である者
- 二 退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）の日において、次のいずれかに該当する者
  - イ 勤続期間が20年以上であって、第1号に該当する者として表彰されていない者
  - ロ 勤続期間が30年以上である者
- 三 退職の日において、前号ロに掲げる者と同程度の勤続期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者

### (表彰)

第3条 表彰は、1人の職員について1回とする。ただし、前条第1号に該当して表彰された職員が、同条第2号ロ又は第3号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

2 職員が、本館以外の機関でこの規程に相当すると認められる表彰をすでに受けている場合には、前条第1号に該当する者に対して行われた表彰と見なす。

### (表彰状の授与)

第4条 表彰は、館長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

### (表彰の日)

第5条 表彰は、次に掲げる日に行う。

- 一 第2条第1号に該当する者 勤労感謝の日
- 二 第2条第2号又は第3号に該当する者 退職の日

### (勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、本館の職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数によるものとする。

2 第2条に規定する勤続期間には、人間文化研究機構職員退職手当規程第10条及び第13条に規定する法人等及び国等の機関（以下「法人等及び国等の機関」という。）における在職期間を通算する。

（除算期間）

第7条 次に掲げる期間は、勤続期間から除算する。

一 就業規則第19条第1項第1号の規定に基づく休職の期間（業務上の負傷又は疾病による休職の期間を除く。）は、その月数の2分の1に相当する期間

二 就業規則第36条第2項第2号及び第3号の規定に基づき減給又は停職された期間

三 人間文化研究機構職員の育児休業等に関する規程により育児休業を取得した期間及び人間文化研究機構職員の介護休業等に関する規程により介護休業を取得した期間は、その月数の2分の1に相当する期間

（表彰の適用除外）

第8条 法人等及び国等の機関から人事交流により採用された職員のうち、本館での勤務終了後、当該機関に復帰することが予定されている者については、本規程の適用を受けないものとする。

（実施に関し必要な事項）

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年7月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

（表彰に係る経過措置）

2 この規程の適用の際、本館の職員である者に対して既に行われた在職20年時の表彰は、第2条第1号に該当する者に対して行なわれた表彰とみなす。

別紙様式（第2条第1号に該当する場合）

表彰状	氏名
あなたは永年人間文化研究機構 国立民族学博物館に勤務し職務 に精励されましたよってここに 表彰します	
平成 年 月 日	
人間文化研究機構国立民族学博物館長	
印	

別紙様式（第2条第2号又は第3号に該当する場合）

表彰状	氏名
あなたは永年人間文化研究機構 国立民族学博物館に勤務し職務 に精励されましたこのたび退職 されるにあたりその功労を表彰 します	
平成 年 月 日	
人間文化研究機構国立民族学博物館長	
印	